

第21回 消費者問題特別委員会

消費者問題特別委員会副委員長 葛田 勲 (58期)



1 はじめに

消費者問題特別委員会は、昭和63年に発足した委員会であり、人権擁護の見地から、消費者問題について、被害者救済に関する研究調査及び具体的方策の立案をなし、これに基づき適切な措置をとることを目的としている。

本委員会が取り扱う消費者問題は、その対象事項の広範性、専門性の他、近時行われた貸金業法、割賦販売法、特商法の改正といった重要な法律改正や、消費者庁の創設といった制度の創設・変更など、動きが極めて速く、本委員会の活動も多岐にわたることが特徴である。また、消費者問題には単位会の枠を越えた活動や情報交換が必要であり、月1回、東京三会消費者委員会正副委員長会議を設けて協力体制を敷いている。

2 委員会の組織

2008年度には定員が100名から120名に増員された。毎月1回開催される定例委員会にも若手会員から経験豊かな会員まで多数の所属委員が出席し、忌憚のない活発な議論を行っている。また、所属委員の研鑽等のため、金融商品取引部会、電子商取引部会、特商法・割販法・消契法部会、多重債務部会、消費者教育部会の各部会が設置されており、複数の部会に参加している者も多い。

3 委員会の活動

(1) 消費者問題法律相談

消費者被害事件は、先物取引、証券取引などの投資被害事件、投資まがい詐欺事件、過剰与信被害事件、訪問販売などによる悪徳商法被害事件など、広範性、専門性を有しており、常に新しい情報をフォローする必要もある。そこで、消費者問題法律相談は、弁護士会法律相談センターの特別相談として実施され、法律相談における回答の適正化と相談担当者の研鑽を目的として主担当と副担当の2名一組体制で相談を担当している。また、毎月1回、「消費者問題法律相談事例

検討会」を実施している。

(2) 研修会の実施

次年度消費者問題法律相談担当希望者向け研修会を毎年実施しており、2008年度は「投資被害一般」、「特商法」の研修会を実施した。また、適宜、重要な法改正等に関する研修会を実施している。

(3) 消費者教育講座の実施

講師派遣依頼のあった都内の高校に講師を派遣し、消費者教育講座を実施している。

(4) 消費者被害弁護団結成・活動への側面援助

社会的影響の大きい大型消費者被害事件について当該被害対策弁護団の早期結成を所属委員らに促すとともに、弁護団発足にあたっては説明会会場の確保などによる側面的援助を行っている。

(5) 金融商品被害110番の実施

毎年1回、東京三会の連携のもと、金融商品被害に関する被害実態を把握するために電話による相談と、希望者には面接による相談を実施している。

(6) 意見書等の作成

本会からは、本委員会が主体的に関わった消費者問題に関連する意見書等が数多く出されている。

(7) その他

2008年度には、日弁連からの要請により、消費者行政一元化の実現と地方消費者行政の充実を求める取組みとして、地方議会への請願要請活動や請願署名活動を行った。

4 おわりに

本委員会は、消費者被害事件の被害救済、これに不可欠な消費者行政の充実に向け、今後も適正かつ迅速に活動していくものである。消費者問題に関心のある会員は、ぜひ積極的にご参加いただきたい。

* 消費者問題特別委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第2金曜日 午後1時～3時
担当事務局 人権課 TEL.03-3581-2205